

# 顧客管理措置

## 各種顧客管理情報の取得

### 取引目的に関する情報

#### 効果

- ・異常な取引を効果的に抽出できる
- ・反社会的勢力に対しては、尋ねるだけでも抑止効果がある

#### 問題点

- ・公的確認書類がないため真偽の確認は困難

#### 方法・対象

- ・対象をマネロン・リスクの高いものに限定するべき



- ・混乱を避けるために一律に対象とするべき
- ・チェックリストを作成し、それに記入する方法

### 真の受益者に関する情報

#### 問題点

- ・公的確認書類がなく把握は困難
- ・隠されるため情報の取得は困難
- ・「その他経営に影響を及ぼす者」を確かめることは困難
- ・支配関係が複雑な場合もあり、顧客自身が把握していないことがある

#### 方法・対象

- ・申告ベースでは不十分
- ・対象を限定するべき

### 代理権に関する情報

#### 問題点

- ・委任状等の真偽の確認は負担

#### 方法・対象

- ・委任状等によって確認する範囲であれば可能
- ・取引担当者が一定の地位にあることを確認している場合には委任状は不要
- ・対象を限定するべき(例えば、顧客が法人の場合に限る、非対面取引等実効性が乏しい場合は対象外とするなど)

### 法人の法的形態、役員、定款に関する情報

#### 問題点

- ・全役員の本人確認は困難

#### 方法・対象

- ・法的形態は登記事項証明書で確認可能
- ・法人の役員を把握できればよく、役員の本人確認までは不要
- ・法人の役員の氏名は、一部の法人を除き、登記事項証明書で確認可能
- ・確認書類がない場合は、申告を受ける方法によるほかない

### 職業(事業内容)に関する情報

#### 問題点

- ・公的確認書類がないため真偽の確認が困難
- ・センシティブな情報

#### 方法・対象

- ・個人の職業は申告ベースによるほかない
- ・法人の事業内容は登記事項証明書で確認可能
- ・「会社員」や「公務員」といった職業を記載したリストを作成し、これにチェックを入れる方法
- ・リスクベース・アプローチを採用し、対象を限定するべき

### 資産、取引原資 その他顧客に関する情報

#### 問題点

- ・公的確認書類がないため把握、確認が困難
- ・センシティブな情報

#### 方法・対象

- ・申告ベースによるほかない
- ・収入であれば課税証明書で確認可能

### PEPsに関する情報

#### 問題点

- ・情報の入手は困難
- ・範囲が不明確

#### 方法・対象

- ・近親者を対象とする必要はない

## 継続的な顧客管理

#### 問題点

- ・コスト面から、すべての顧客について一律に実施することは不可能
- ・義務の内容・範囲を明確に規定する必要があるが、全業態について一律に規定することは容易ではない

#### 効果

- ・取引開始後の異常性の発見のために有効
- ・非対面取引におけるなりすまし防止のために必要

#### 方法・対象

- ・リスクベースやサンプリングによる方法で行うことは可能
- ・継続的な取引に限定すれば可能
- ・全事業者一律に義務付けるべきではない

## リスクベース・アプローチ (マネロンの危険に応じた顧客管理)

#### 問題点

- ・リスクの定義・内容とその評価方法を明らかにすることが必要

#### 方法・対象

- ・具体的な内容は事業者に一任するべき
- ・完全に一任せず、ガイドライン等で目安を設けることが必要
- ・リスクの定義は柔軟なものとする
- ・リスク評価は取引類型・取引態様に基づいて行うべき(顧客属性に基づく評価には限界あり)
- ・同様の取引を行う事業者には同じ規制を課すことが必要

#### その他

- ・導入に賛成
- ・高リスクの内容は業態によって異なる

## 内部管理態勢の構築

#### 方法・対象

- ・内容は、業種・業態に応じて弾力的に決めるべき

#### その他

- ・銀行においては実態上措置済みであり、法令に規定しても対応可能

## 本人確認方法

### 質の不明な本人確認書類及び写真付き本人確認書類

#### 問題点

- ・写真付き本人確認書類に限定すると証明難民が生じるおそれあり

#### 方法・対象

- ・写真付き本人確認書類に限定せず、追加書類を求める方法によるべき
- ・生活に必須のサービスについては、写真付き本人確認書類に限定するべきではない

### 非対面取引における補完書類の提出

#### 問題点

- ・インターネット取引においては、補完書類を求めても、なお不十分ではないか

#### 方法・対象

- ・補完書類の種類は幅広く認めるべき

国籍情報の取得及びFATF勧告の履行に問題がある国・地域との取引

#### その他

- ・FATF勧告の履行に問題がある国・地域への対抗措置は、外為法で手当てできないか

バックアップ

バックアップ